

# L stay & grow 南砂町宿泊約款・利用規則

## 宿泊約款

### 第1条 適用範囲

- 当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令等(法令又は法令に基づくものをいう。以下同じ。)又は一般に確立された慣習によるものとします。
- 当ホテルが、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

### 第2条 宿泊契約の申し込み

- 当ホテルに宿泊契約の申し込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出ています。
  - (1)宿泊者名
  - (2)宿泊日及び到着予定時刻
  - (3)宿泊料金(原則として別表第1の基本宿泊料による)
  - (4)その他当ホテル(館)が必要と認める事項
- 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

### 第3条 宿泊契約の成立

- 宿泊契約は、当ホテルが前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当ホテルが承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
- 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間の基本宿泊料を限度として当ホテルが定める申込金を、当ホテルが指定する日までに、お支払いいただきます。
- 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
- 第2項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

### 第4条 申込金の支払いを要しないこととする特約

- 前条第2項の規定にかかわらず、当ホテルは、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
- 宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当ホテルが前条第2項の申込金の支払いを求

# L stay & grow 南砂町宿泊約款・利用規則

めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

## 第4条の2 施設における感染防止対策への協力の求め

当ホテルは、宿泊しようとする者に対し、旅館業法(昭和23年法律第138号)第4条の2第1項の規定による協力を求めることができます。

## 第5条 宿泊契約締結の拒否

当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。ただし、本項は、当ホテルが旅館業法第5条に掲げる場合以外の場合に宿泊を拒むことがあることを意味するものではありません。

- (1)宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
- (2)満室により客室の余裕がないとき。
- (3)宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、また本約款および当ホテルが定める利用規則に従わないおそれがあると認められるとき。
- (4)宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。
  - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同条第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
  - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
  - ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
- (5)宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (6)宿泊しようとする者が、旅館業法第4条の2第1項第2号に規定する特定感染症の患者等(以下「特定感染症の患者等」という。)であるとき。
- (7)宿泊に関し暴力的 requirement 行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき(宿泊しようとする者が障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。)第7条第2項又は第8条第2項の規定による社会的障壁の除去を求める場合は除く。)。
- (8)宿泊しようとする者が、当ホテルに対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として旅館業法施行規則第5条の6で定める次の事由に該当するとき。
  - ①宿泊料等の減額その他のその内容の実現が容易でない事項の要求。
  - ②粗野または乱暴な言動その他の従業員の心身に負担を与える言動を交えた要求であって、当該要求をした者の接遇に通常必要とされる以上の労力を要することとなるもの。
- (9)天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- (10)宿泊しようとする者が、賭博その他の違法行為または風紀を乱す行為をするおそれが

# L stay & grow 南砂町宿泊約款・利用規則

あると認められるとき。

## 第 5 条の 2 宿泊契約締結の拒否の説明

宿泊しようとする者は、当ホテルに対し、当ホテルが前条に基づいて宿泊契約の締結に応じない場合、その理由の説明を求めるすることができます。

## 第 6 条 宿泊客の宿泊契約解除権

1. 宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約の全部または一部を解除することができます。
2. 当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(第3条第2項の規定により当ホテルが申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合において、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。)は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当ホテルが第4条第1項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当ホテルが宿泊客に告知したときに限ります。
3. 当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後 11 時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合、その時刻を 2 時間経過した時刻)になっても到着しない場合、その宿泊契約は、宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

## 第 7 条 当ホテルの契約解除権

1. 当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することができます。ただし、本項は、当ホテルが旅館業法第5条に掲げる場合以外の場合に宿泊を拒むことがあることを意味するものではありません。
  - (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
  - (2) 宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。
    - イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
    - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
    - ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
  - (3) 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
  - (4) 宿泊客が特定感染症の患者等であるとき。
  - (5) 宿泊に関し暴力的 requirement 行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき(宿泊客が障害者差別解消法第7条第2項又は第8条第2項に規定による社会的障壁の除去を求める場合は除く。)。
  - (6) 宿泊客が、当ホテルに対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として旅館業法施行規則第5条の6で定めるものを繰り返したとき。

# L stay & grow 南砂町宿泊約款・利用規則

- (7) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
- (8) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なもの)に従わないとき。
- 2. 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただけません。

## 第7条宿泊契約解除の説明

宿泊客は、当ホテルに対し、当ホテルが前条に基づいて宿泊契約を解除した場合、その理由の説明を求めることができます。

## 第8条宿泊の登録

- 1. 宿泊客は、宿泊当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。
  - (1)宿泊客の氏名、住所及び連絡先
  - (2)日本国内に住所を有しない外国人にあっては、国籍及び旅券番号
  - (3)その他当ホテルが必要と認める事項
- 2.宿泊客が第12条の料金の支払いを、クレジットカード、電子マネー等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。
- 3.宿泊客が第1項第2号の事項を登録する場合、宿泊客名簿の記載の正確を期するため、旅券の写しをとらせていただきます。

## 第9条客室の使用時間

- 1.宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、15:00から翌朝10:00までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。
- 2.当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の利用に応じることができます。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。  
1室当たり1時間毎に、ダブルルーム及びコンパクトツインルーム 1,000円・スタンダードツインルーム 1,500円・デラックスツインルーム・ユニバーサルルーム 2,000円(全て税別)。ただし、1時間未満は1時間に切り上げて算定します。

## 第10条ホテル利用規則の遵守

宿泊客は、当ホテル内においては、当ホテルが定めてホテル内に掲示した利用規則に従っていただきます。

# L stay & grow 南砂町宿泊約款・利用規則

## 第 11 条 営業時間

- 当ホテル内のレストラン及び付帯施設の営業時間は、備付けパンフレット、各所の掲示、客室内 TV インフォメーション等で御案内いたします。
- 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

## 第 12 条 料金の支払い

- 宿泊者が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第 1 に掲げるところによります。
- 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当ホテルが認めた宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の到着の際又は当ホテルが請求した時、フロントにおいて行っていただきます。
- 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

## 第 13 条 当ホテルの責任

- 当ホテルは、宿泊契約及びこれに関する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
- 当ホテルの宿泊に関する責任は宿泊者が当ホテルのフロントにおいてチェックインの手続きをしたときに始まり、宿泊者がチェックアウトの手続き（宿泊者がルームキーをフロントまたは自動精算機に返却したときをいう。）をしたときまたは第 9 条第 1 項の客室使用時間を経過したときに終ります。
- 当ホテルは、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

## 第 14 条 契約した客室の提供ができない場合の取扱い

- 当ホテルは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。
- 当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できることについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

## 第 15 条 寄託物等の取扱い

- 宿泊客がフロントにお預けになった物品は、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当ホテルは、その損害を賠償します。現金及び貴重品、美術品、骨董品などの品物については、お預かりをお断りいたします。

# L stay & grow 南砂町宿泊約款・利用規則

2. 宿泊客が、当ホテル内にお持込みになった物品は、フロントにお預けにならなかったものについて、当ホテルの故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の明告のなかつたものについては、当ホテルに故意又は重大な過失がある場合を除き、5万円を限度として当ホテルはその損害を賠償します。

現金及び貴重品については、客室内のセーフティボックスを使用して、ご自身で管理をお願いいたします。

## 第 16 条 宿泊客の手荷物又は携帯品の保管

1. 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。ただし、現金及び貴重品、美術品、骨董品などの品物については、お預かりをお断りいたします。

2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合において、発見日を含め 1ヶ月保管し、その後は法令に従い取り扱います。

ただし、忘れ物が飲料、食品類その他衛生環境を損なうものについては、即日処分いたします。

3. 前 2 項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当ホテルの責任は、第 1 項の場合にあっては前条第 1 項の規定に、前項の場合にあっては同条第 2 項の規定に準じるものとします。

## 第 17 条 駐車の責任

1. 宿泊客が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当ホテルは場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。

## 第 18 条 宿泊客の責任

宿泊客の故意又は過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

## 第 19 条 長期宿泊者

1. 次に掲げる事項のいずれかに該当する宿泊客は長期宿泊者といたします。
  - (1) 第 2 条が定める宿泊契約の申込日数が連続して 10 日以上で、かつ当該日数で宿泊契約が成立した場合
  - (2) 第 2 条第 2 項、第 3 条の規定に基づく宿泊の継続日数が合計で 10 日以上となった場合
2. 長期宿泊者は、本約款および当ホテルの利用規則を遵守していただくと同時に、次

# L stay & grow 南砂町宿泊約款・利用規則

に定める事項に従っていただきます。

- (1) 客室内の衛生確保や快適にご滞在いただくべく、客室清掃につきましては 3 日に 1 度以上の頻度で実施させていただきます。
- (2) 客室内の品質保持のため、当ホテルの判断により、定期的にルームチェンジをしていただきます。

## 第 20 条 免責事項

1. 当ホテルからのコンピュータ通信のご利用に当たっては、宿泊客ご自身の責任にて行うものとします。コンピュータ通信中のご利用中にシステム障害その他の理由によりサービスが中断し、その結果宿泊客がいかなる損害を受けた場合においても、当ホテルは、一切の責任を負いません。
2. 宿泊客のコンピュータ通信のご利用により、当ホテル又は第三者が損害を被った場合、宿泊客は、当ホテル又は第三者に対しその損害を賠償していただきます。

## 第 21 条 利用客への準用

宿泊客以外の当ホテル利用客についても、本宿泊約款を準用します。

## 第 22 条 支配言語

本約款は日本語で作成されています。英語、中国語、韓国語の翻訳文が添付されている場合がありますが、あくまでも参考に過ぎません。日本語の条項との不一致、相違がある場合は、すべて日本語の条項が優先されます。

## 第 23 条 裁判管轄及び準拠法

本宿泊約款による宿泊契約及びこれに関連する契約に関して生じる一切の紛争については、専ら当ホテルの所在地を管轄する日本の裁判所において、日本の法令に従い解決されるものとします。

## 第 24 条 約款変更手続き等

1. 当ホテルは、本約款を任意に変更または補充することができるものとします。
2. 本約款の変更または補充は、改定後の本約款または補充約款を当ホテルの所定のサイトに掲示し、原則として当該掲示から 30 日間の周知期間を経て、当ホテルが定めた効力発生時期にその効力を生じるものとします。ただし、法令上の理由による本約款の変更、または変更後の約款に関して宿泊者の同意を得た場合については直ちに効力を生ずるものとします。
3. 変更または補充された本約款に同意されないお客様は、当ホテルの利用を停止して頂きますようお願ひいたします。

# L stay & grow 南砂町 宿泊約款・利用規則

## 別表第1 【宿泊料金の内訳】

宿泊者が支払うべき総額 ((①+②+③+④))

内訳

宿泊料金 ①基本宿泊料・室料 ②税金（宿泊税・消費税）

追加料金 ③飲食料およびその他利用料金 ④消費税

## 別表第2 【違約金】

契約申込室数	契約解除の通知を受けた日				
	不泊	当日	前日		
個人・グループ 9室まで	100%	100%	50%	-	-
契約申込室数	契約解除の通知を受けた日				
	不泊	当日～3日前	4～15日前	16～30日前	31日前～
団体 10室～	100%	100%	80%	50%	-

# L stay & grow 南砂町宿泊約款・利用規則

## 利用規則

当施設では、当施設をご利用になるすべてのお客様に、安全で快適にお過ごしいただくために、次のとおりホテル利用規則を定めております。ご協力くださいますようお願い申し上げます。

1. 当施設内（当施設の敷地内を含む）において、次の行為はお断りしています。
  - ① 暖房用、炊事用の器具など熱を発する器具の使用
  - ② 客室及び当ホテル内の決められた場所以外での喫煙  
※紙たばこ・電子タバコ種類は問いません
  - ③ 火災の原因となるような行為（花火・お香やキャンドルを焚く行為等）
  - ④ 次の物品の持込
    - a)動物、鳥類、ペットの類 ※介助犬及び当施設が特別に許可する場合を除きます
    - b)悪臭又は騒音を発するもの
    - c)著しく多量な物品
    - d)火薬、揮発油その他発火、引火性のもの
    - e)法令により所持を許可されていない銃砲、刀剣、覚せい剤の類
    - f)産業廃棄物・事業系一般廃棄物
  - ⑤ 賭博及び風紀を乱すような行為
  - ⑥ 広告物の配布及び物品の販売
  - ⑦ 客室外に所持品を放置する行為
  - ⑧ 窓から物を投げる行為
  - ⑨ 高声、放歌、喧騒な行為、大音量でのテレビ及びラジオの使用
  - ⑩ 刺青又は刺青と誤解を受けるもの等の全部又は一部を露出させる行為
  - ⑪ 他のお客様に迷惑を及ぼすような行動
  - ⑫ 宿泊約款第8条の規定により登録された宿泊客（同伴者を含みます）以外の来訪客を客室に案内したり、宿泊させたりする行為
  - ⑬ 未成年者のみの宿泊（保護者の許可がある場合を除きます）
  - ⑭ 客室を宿泊以外の目的で使用する行為
  - ⑮ 事務所及び展示場代わりに使用する行為
  - ⑯ 施設の外観を損なうような物品を窓にかける行為
  - ⑰ 1階2階のロビー及び共用部、レストランでのナイトウェアの使用
  - ⑱ 客室フロア以外での客室用スリッパの使用(当施設が特別に許可する場合を除きます)
  - ⑲ 当施設内の諸設備及び諸物品をその目的以外の用途に使用する行為
  - ⑳ 当施設内の諸設備及び諸物品を他の場所に移動したり、加工したりする行為  
※汚損、破損、紛失などについては実費を申し受けます

# L stay & grow 南砂町宿泊約款・利用規則

- ②① バスルーム内でのカラーシャンプー、カラートリートメントを含む髪染め  
※髪染め等による汚れは清掃代金を申し受けます
- ②② 営業上の目的で写真、ビデオ、DVD 等の機器により撮影及び録音する行為
- ②③ 法令に反する行為又はそのおそれがあると認められる行為
- ②④ 買い物代、切符代、タクシー代、郵便切手代、荷物送料等の立替の依頼
- ②⑤ 小切手による支払及び両替
- ②⑥ 当ホテルスタッフの業務を妨害し、義務なきことを強制すること。また社会通念上許容される範囲を超えた要求があったと当ホテルが判断する行為
- ②⑦ スタッフへの誹謗、中傷、威嚇、並びに炎上を目的とした SNS への投稿等の嫌がらせ等の行為
- ②⑧ ホテル運営の妨害する行為
- ②⑨ 過去に当ホテルにおいて上記の行為の全部または一部をし、当ホテルより利用をお断りされたことがあるお客様のご利用

## 2. 当施設ご利用中、次の事項をお守りいただきますようお願いいたします

- ① ご滞在中に客室から出られる場合、施錠をご確認ください
- ② ご在室中及びご就寝時には、ドアガードをおかけください
- ③ 不審者の来訪には、不用意に開扉なさらないようご注意ください
- ④ 万一に備え、避難経路図及び各階の非常口をご確認ください
- ⑤ 現金及び貴重品についてはフロントでお預かりいたしません。  
客室内のセーフティボックスをご使用ください。セーフティボックスご使用の際は、暗証番号を設定いただき施錠されたことを必ずご確認ください。
- ⑥ 予定宿泊日数を変更される場合、フロントに予めご相談ください

## 3. 本ホテル利用規則をお守りいただけない場合、宿泊約款第 7 条、第 10 条及び第 21 条の規定により、宿泊又は当施設内のレストラン及び付帯施設の利用をお断りすることがあります。

## 4. 本ホテル利用規則をお守りいただかぬことによって生じた事故については、当施設は責任を負いかねます。